

研究ノート

六法全書の研究序論

— 紙媒体の六法の今後に向けた検討 —

鈴木 尊 明

同志社女子大学
現代社会学部・社会システム学科
助教（有期）

Introduction to the Study of several “Compendium of Laws” for Future of Paper Books

SUZUKI Takaaki

Department of Social System Studies, Faculty of Contemporary Social Studies,
Doshisha Women's College of Liberal Arts, Assistant professor (contract)

はじめに

I. 六法研究の意義

II. 六法の実際

III. 法令全体の秩序

まとめ 一六法研究の必要性

I. 六法研究の意義

1. 想定されている読者層

我が国で公布・公示された法令及び政令の原典は官報とそれをまとめた定期刊行物の法令全書であるが、失効しているもの等が多いため、現に妥当する現行法を収録したものを「六法全書」と呼ぶ（旧法を収録している場合も少なくないが、あくまで現行法の理解に資することが理由である。）。そもそも「六法全書」という名称には、一般市民にとって理解しにくい点が2つある。すなわち、収録されている法典・法律は6つではなくもっと多いこと¹、それについて、全書とは言いながら現に妥当する全ての法令・政令が収録されているわけではないことである。

実際に『六法全書』という書名で出版されている宇賀克也ほか（編代）『六法全書 平成31年度版』（有斐閣・2019年）ですら我が国の現行法のごく一部が収録されているのみであり、現行法の全てを収録したものとしては法務省（編）『現行日本法規』（ぎょうせい）²が唯一の存在である。しかし、現行法の全てを収録した結果、全100巻・140冊・本体価格30万円と膨大な量及び金額となっており、一般的な使用には適さない。そのため、現行法の中から一定の基準によってセレクションされた法典・法律を収録したのが一般的な六法である。これを指して、「六法全書は六法選書」³と表現する者もいる。

では、どのような基準によって法令が収録されるのであ

はじめに

法学を学ぶ者にとって必携とされる「六法全書」（略して単に「六法」と呼ぶことが多く、本稿でも以下ではそのようにする。）については、古今、様々なものが刊行されてきた。わざわざそれを取り上げて検討対象とするというのは奇妙に感じられる向きもあることは想像に難くない。事実、CiNiiによる論文検索においても、正面から六法を取り上げて検討を加えたものは見当たらない。

およそ学術論文においては、研究の意義及び目的を明らかにすることが当然に求められるところであるが、本稿においてはその意義及び目的を示すことそれ自体に特段の重要性が認められるところである。そこで、六法研究にはどのような意義が認められるのかを丁寧に示すこととしたい。あくまで着想にとどまるので、本稿は研究ノートとして公表するものである。

ろうか。法律関係書出版の大手である有斐閣は、HP上でQ&Aにおいて、次のように述べている（下線は筆者）⁴。

六法は、約7,000件にのぼる法令の中から法令を選択して収録しているものですから、どの法令を選択し収録するかが、六法の重要な特徴となってきます。収録法令につきましては、編集委員が、読者層などを考慮して決めています。

そこでは、各六法の読者層と必要と思われる法令、全法令の重要度のバランス、読者からいただきました収録希望の多寡などが検討されます。

基本的には、ある年だけ実効性のあるものや、ある地方や特殊な産業だけにかかわりがあるもの、参考に見るような旧法令、改正要綱あるいは外国法は掲載せず、日本の現行法令中、広い範囲に影響を及ぼす法令をできるだけ多く収めるという方針をとっています（ただし、旧法令や改正要綱などでも、現行法令を理解するのに重要なものは収めてあります）。

曰く、編集委員が読者層に重点を置いて、できるだけ多く収録することを基本としているそうである。

では、六法の読者層にはどのような者が想定されているのだろうか。やはり有斐閣から刊行され広く利用されている『ポケット六法』は、「法律学を学ぶ学生が授業や学習に用いたり、法律実務家・公務員・企業人などが日常の仕事に持ち歩いたりするのに必要な法令」⁵をそろえているとしている。ただ、「専門的な実務や研究となれば、机上用として刊行されている『六法全書』に依っていただくざるを得ない」としている。また、『ポケット六法』と同程度のものとしてよく紹介される『デイリー六法』は、「学習上の必要に応えることを第一目標」⁶としている。専門的な実務のためには最も大部の『六法全書』を用いるよう薦めていることから、これらの六法は、どうやら、法学が扱われる大学及びその学生による使用が想定されているようである。

以上からすれば、六法を研究することは、六法の編集担当者がどのような読者層を想定しているかを探求することであると述べることができよう。

2. 紙媒体の六法の存在理由

ところで、本稿はここまで六法を当然のごとく紙媒体に限定して論じてきたが、デジタル化が進む現代においては、電子媒体による六法の重要性が増してきている。実際、一

定の基準によってセレクションされた“六法選書”が広く用いられていることから考えれば、そこに収録されていない法令については、Web等で提供されるものを参照するのが至便である。

様々な電子媒体が存在するが、最も信頼性が高いのはe-Govの法令検索であろう（<https://www.e-gov.go.jp/>）。現在施行されている法令の検索エンジンの他、所管の法令・告示・通達等の検索も用意されている。漏れがないことを考えれば、これを参照すれば十分であり、もはや紙媒体の六法は役目を終えたという考え方もあり得る。

これに対しては、紙媒体の方が一覧性が高く参照する際に便利であるからお紙媒体の六法には必要性が認められるという意見もあろうが、昨今急速に普及したスマートフォンと検索エンジンの高度化を考えると、これから法学を学ぼうとする若い学生には電子媒体の方がむしろ一覧性が高いという反論もあり得よう⁷。また、学生から、毎年改訂される六法を買い替えなければならないのかと問われた場面を想定し、その学生の法律学を学ぶ者としての姿勢を問題視して、「君は1回のコンパ代の半分ほどの出費を惜しむのか。しかも民法までが変わる時代である。できれば毎年買うべきである」⁸とする叱責めいた見解もある。

筆者はいずれにも与しない。前者は個人の感じ方でしかない。後者の指摘は教員側の都合でしかない。それよりも、買い替えの必要性を質問される理由を考えるべきであろう。法学を学ぶ者であろうがなかろうが、必要であれば六法は購入するのである。必要性を感じさせるためにはどうするのかを考えるのが編集側の責務であり、質問をしてきた側の姿勢を批判するのは問題のすり替えでしかない。

では、紙媒体の六法を購入すべき理由、それは同時に、紙媒体の六法が果たすべき役割とは何であろうか。そもそも六法選書でしかない六法においては、現に妥当する法令を一定基準によってセレクションしている。その一定基準はまさにその六法のコンセプトであり、想定する読者層であろう。その想定する読者層へ向けたメッセージが体现されたものが六法であり、今日、紙媒体の六法が存在する理由と言えるのではないだろうか。

II. 六法の実際

1. いくつかの六法

今日、紙媒体の六法が存在する理由は、想定する読者層へのメッセージの体现であると述べた。では、具体的に、定評ある六法はどのようなメッセージを伝えているであろう

うか。

先に掲げた『ポケット六法』及び『デイリー六法』は、法学が扱われる大学及びその学生による使用を想定している。また、法曹を中心とした実務家においては、広く判例付きの六法が用いられ、古くから利用されてきた『模範六法』には定評がある⁹。さらに近時においては、携帯のしやすさを重視して、より薄い六法である『法学六法』も用いられる機会が多い（筆者自身も担当授業においては学生向けにこれを推奨している）。

そこで、これまでに出版された六法全てを渉猟したわけではないものの、代表的なこれら4つの六法について頁数を抽出して次表に示す。なお、これらの中では『模範六法』が最も古い、より広く用いられている『ポケット六法』の刊行開始である昭和54年度版以降から示すこととする¹⁰。

2、六法の大部化

	ポケット六法	デイリー六法	模範六法	法学六法
昭和 54 年度	862		1970	
昭和 55 年度	870		1822	
昭和 56 年度	894		1854	
昭和 57 年度	926		1854	
昭和 58 年度	954		1902	
昭和 59 年度	958		1918	
昭和 60 年度	974		1958	
昭和 61 年度	998		1982	
昭和 62 年度	1012		2110	
昭和 63 年度	1016		2154	
昭和 64 年度	1012		2188	
平成 2 年度	1018		2204	
平成 3 年度	1054		2254	
平成 4 年度	1054	1014	2270	
平成 5 年度	1086	1068	2348	
平成 6 年度	1100	1096	2396	
平成 7 年度	1118	1132	2474	
平成 8 年度	1146	1150	2558	
平成 9 年度	1188	1198	2686	
平成 10 年度	1210	1224	2765	
平成 11 年度	1208	1246	2843	
平成 12 年度	1266	1350	2999	
平成 13 年度	1328	1358	3093	
平成 14 年度	1358	1388	3117	
平成 15 年度	1452	1476	3115	
平成 16 年度	1530	1526	3198	
平成 17 年度	1724	1722	3374	
平成 18 年度	1756	1958	3618	
平成 19 年度	1914	2006	3770	
平成 20 年度	1980	1999	3774	539
平成 21 年度	1978	2004	3772	542
平成 22 年度	1940	2000	3796	529
平成 23 年度	1930	1984	3776	527
平成 24 年度	1976	2035	3690	548
平成 25 年度	1974	2016	3588	552
平成 26 年度	1980	1992	3629	544
平成 27 年度	2028	2096	3472	576
平成 28 年度	2010	1856	3456	576
平成 29 年度	1998	1878	3456	576
平成 30 年度	2026	2016	3606	618
平成 31 年度	2044	2032	3632	630
令和 2 年度	2064	1968	3616	636
毎年度の平均増頁数	29.3	34	40.1	8

(表) 4つの六法の公称頁数。
各出版社HP上で提供されている頁数をあげた。付録や補遺などの別冊は含まないものとする。
表末尾の毎年度の平均増頁数は、出版初年度と最終年度の増頁数を出版数で割ったものをあげている。セルを太字で示した箇所は、平均増頁数の2倍以上の頁数を増やした版を示している。

本表は単に頁数のみを列記したものである。六法に掲載されている情報量の増減を厳密に論じるためには、版型や段組み、文字ポイントの大小、余白のスペースから計測が必要である。実際、これらの六法においては、特に版型の変更が頻繁に行われており、1頁の中で記載できる情報量も単純に比較はできない。また、そもそも、頁数自体の計測が正確かすら定かではない。六法においては頁数の記載がない部分も少なくない。それらをどのようにカウントすべきか悩ましいところであった。さらに、補遺や追補、付録の形で別冊が添えられることも多く、頁数に含めるべきかやはり悩ましかった。そこで本稿は各出版社の公称頁数を列記した（なお、各出版社の公称すらまちまちに分かれている場合もあったため、さしあたり、同一の調査で出てきた頁数を挙げることにした）。

さて、筆者には統計学の知識はない。それでも本表から2点を指摘できるだろう。

- (1) 六法は、版を重ねるごとに頁数を増している。刊行当初と比べると2倍以上の大部になっているものもある（ポケット六法）¹¹。
- (2) 平成12年度～平成19年度の前後と、平成30年度において、いずれの六法も頁数を大きく増している。

(1) は筆者の予想するところであった。

(2) の理由は明確に示すことができない。いずれの六法も、重要な立法が相次いでいることを理由にあげるばかりである。このうち、平成30年度については、2016年に成立した改正民法（債権関係）が、前年度の平成29年度までは別冊付録とされていたものが六法本体に収録されたことが影響していると思われる。注目したいのは、平成12年度～平成19年度における増頁である。平成12年度～平成19年度は、刊行時期の関係から、1999年～2007年の情勢が影響を与えていると考えられる。これは、1999年から開始された司法制度改革を出発点とし、法科大学院経由の既修者1期生が受験した第1回新司法試験（平成18年＝2006年）、法科大学院経由の未修者1期生が受験した第2回新司法試験（平成19年＝2007年）の時期に符合する。これらが理由ではないだろうかと予想する。

しかし、司法制度改革は1999年に開始されたのであって、その成果が法律の形に結実するにはなお時間を要するはずである。また、新司法試験は所詮試験である以上、従来から運用されている基本的な法令を用いて適切に事件を処理する道筋を示す能力が問われているのであるから、それま

で参照されることが多くなかった法令の必要性が急激に増すとは思えない。

筆者の予想が誤っているのでしょうか。とは言え、他に理由を思いつかない。

ここで表を見てみると、太枠で示したうちでも、特に平成17年度と平成19年度の増頁数が多いことに気づく。これはなぜか。平成17年度の六法は2004年秋刊行であり、2004年4月から開始した法科大学院の授業がまさに進んでいく最中であった。平成19年度の六法は2006年秋刊行であり、前述のように、法科大学院経由の既修者1期生が受験した第1回新司法試験が同年5月に終了したのを受けたものであった。これが影響したとは言えないだろうか。法科大学院での授業で参照するから、新司法試験の出題科目になったから、そのような理由で大幅な増頁に至ったのではないか。

ここで思い出したい。筆者は、今日、紙媒体の六法が存在する理由を、想定する読者層へのメッセージの体现であると述べた。前章Ⅱ. の分析が正しいと仮定するならば、読者層には司法試験受験生を想定し、法科大学院での授業や新司法試験に必要な法令が増頁につながったこととなる。六法とは、司法試験のために存在するのであろうか。

Ⅲ. 法令全体の秩序

1. 編集のベクトル

そもそも、現代の六法においてあり得るコンセプトというのは、①内容による選定を行った六法か、②読者の学習段階を念頭に選定を行った六法のいずれかであろう。数ある法令を見渡して、内容のまとまりから選定した六法(①)は、内容は絞りつつも細かな法令を収録しているという点で、いわば縦方向のベクトルに従って編集されているといえる。それに対して、内容としては広範な法令を収録しつつも、学習段階を念頭に、細かな法令の収録は見送った六法(②)は、基本レベルの法令を一通り収録しているという点で、いわば横方向のベクトルに従って編集されているといえる。前掲の『ポケット六法』・『デイリー六法』・『模範六法』はどちらでもないのではないだろうか。重要法令を多く収録することを旨としているだけでは、読者に何のメッセージが伝わるのであろうか。ただ、前掲六法の中でも、『法学六法』は、②に該当するものと評価できよう。『法学六法』の編集代表者達は、「はしがき」において、次のように述べている¹²。

◆法学教育の2つの課題。

すなわち、i) 法の使い手兼適用対象たる一般市民にどうわかりやすく「生活の中の法」を理解させるかという課題と、ii) 職業法律家(法曹)となることを目指す人々にどう効果的に「紛争解決手段としての法」を教授するかという課題が存在すること。

◆上記2つの課題の同時達成を目標とすること。

例えば、様々な進路に向かう大学1年生が同じ教室中に共存する場合に、上記i) ii) の2つの課題をどのように達成すればよいのかという問いへのひとつの解答が本書であること。

◆六法携帯の必要性と困難性

我が国のような大陸法系の成文法主義国家にあっては、条文すなわち法律そのものが学習対象として重要である以上、六法なしで授業が行われるのはやはり正しい状況ではない。しかし、昨今市販されてきた六法は、最も小規模なものであってもかなりの分量のため決して学習用に適しているとはいえない¹³。

そして、『法学六法』のコンセプトを、「学習段階を踏む六法」とし、「まずは、入門段階の諸学者が授業を受けつつ参照するのに最適な六法を作ろうと思った」としている。そうすると、やはり本書は大学及び大学生を読者層に想定しているが、その学習段階としては、大学1・2年次のような入門段階の年次生を対象としていることがわかる。

そうすると『法学六法』は、前述でいうところの横方向のベクトルを持ったコンセプトであると評価できる。案外にそのような六法は少なく、そのため、『法学六法』は貴重な存在であると評価できる。

2. 「学習段階を踏む六法」の不徹底

筆者は、『法学六法』を高く評価している。しかし、コンセプトを明確に示すことには成功しているが、その堅持は不徹底であると考えられる。そもそも、学習段階を踏むにもかかわらず、エントリーとして用意する六法が636頁(令和2年度)の大部に渡ってよいのかは疑問である。憲法や民法の箇所は参照されることも多いが、1度も読まない頁が大半であるというのは法学を学ぶ者にとっては共通認識であろう。もちろん、各法の講義ではなく、広く法学入門のような講義の場合は、必ずしも基本的とは言えない法令を参照することも少なくない。しかし、そのような

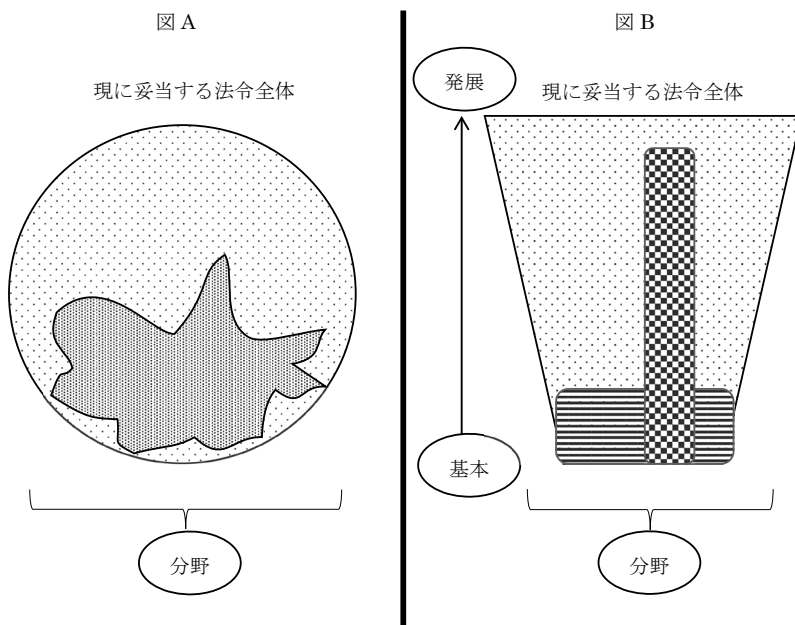
例外的な、初心者にとっては雑学にとどまるような法令を解説するために、636頁まで絞り込んだと述べるのは不親切であろう。




いや、筆者がより気になるのは、初心者相手にすら636頁までにしか絞り込めなかったという事実である。つまり、膨大な法令の中で、何が基本的であり何が発展的な法令なのかの順序立てというものが、専門家の間でもかなり曖昧なのではないかという疑問を抱くのだ。これは、『法学六法』だけでなく、六法全てにおいて、かなりの部分で編集担当者の“勘”に従って収録法令が選定されているのではないかと思うのである。本来、膨大な法令の中でも、一定の秩序・順序は存在する。例えば、民法典は紛れもなく基本的な法令として承認されるだろうが、消費者契約法はその重要性は疑うべくもないものの、民法典よりも優先して収録されるべきほどの法令ではない。一般法たる民法典を収録した上で、その特別法たる消費者契約法を収録するかどうかを、読者層に応じて判断すべきである。この、法令ごとの秩序・順序が、専門家の間にも共通理解がないのではないだろうか。そのために、あれもこれもと収録していき、結果として大部化しているとは言えないだろうか。

あくまで筆者の予想でしかないが、『法学六法』以外の3つ、『ポケット六法』・『デイリー六法』・『模範六法』が

特に平成17年度と平成19年度で大部化した理由について、法科大学院での授業で参照するから、新司法試験の出題科目になったからと述べた。「学習段階を踏む六法」である『法学六法』ですら、編集担当者の“勘”に従って収録法令が選定されている。いわんや、授業や試験に必要だという理由にどの程度の正確さがあるか。専門家間での共通理解などあるか。筆者には疑問なのである。

図で示せば、一定の基準によって法令をセレクションして収録している六法は、現に妥当する法令全体を編集担当者の“勘”によって並べ、そこからいくつかの法令を選び出して収録しているのであろう(図A)。しかし、当然ながら、現に妥当する法令においては、基本的な法令とそれを土台にした発展的な法令(一般法と特別法の関係に類似するが完全に重なるとも言えないだろう。)が存在する。そして、基本的な法令の数は少なく、発展的な法令の数は多からう。さらに、そこには何らかの秩序・順序が存在するはずである。すなわち、図でいうところの下部にあたる土台はより小さいものであるはずだ(図B)。筆者には、『法学六法』が「学習段階を踏む六法」というコンセプトを堅持して、より基本的な法令に絞り込めたのではないかと思うのである。我が国の法体系は、図Bのような全体像を描けていないのではないかと危惧する。



-  : 現に妥当する法令全体を何となくの感覚でイメージし、そこから、編集担当者の“勘”に従って選定が行われた六法。従来はこのパターンが多いのではないだろうか。
-  : ①内容による選定を行った六法であり、基本となる法令から細かな法令まで、分野を絞り込んで収録しているものを示す。
-  : ②読者の学習段階を念頭に選定を行った六法であり、例えば、学習を始めた段階においては、基本となる法令を中心に収録した六法を用いることが想定している。

まとめ 一六法研究の必要性

当然ながら編集担当者及び出版社に任されるものではあるものの、デジタル化が進展する現在においては、六法は、紙媒体として存在し続ける積極的意義を主張しなければならない。そして、法令内容が一部の専門家によって独占される時代ではなく、真に一般市民にとってわかりやすい法律となるためには、一層の工夫が必要である。


コンセプトを明確に示し、それを堅持することは、学習者にとっては、何を勉強すべきかを限界づける機能を持つ。あれもこれも収録して大部化してしまっただけでは、学習者にメッセージが伝わらない。そしてそれは、伝統的な法学が各領域に閉じこもってきたために、法体系としてどのような絵を描くかが定かではないことの証左でもないだろうか。六法がどのような基準で収録法令をセレクションしているのかを見ることで、我が国の法体系の無秩序さを浮き上がらせることができるのではないかと考える。

古代の共和制ローマにおいては、十二表法によって貴族による法の独占が打ち破られたという。成文法の形式で定められた十二表法はその後の法文化の形成に大きく寄与したものと知られている。果たして、現在の六法は、法文化の形成に寄与しているのだろうか。法科大学院制度が崩壊しかけている現在においても、市民生活における法学の重要性はいささかも変わらない。法学教育に重要なものは、平易な解説書の流通ではなく、堅固な基礎の上に成り立つ六法である。長い歴史のある六法それ自体を検討する必要性を指摘して終わることとする。

注

- 1 そもそも「六法」が全法典・法律を意味するのは、我が国が法典編纂にあたって当初大いに参照したフランスにおいて、ナポレオンの手により編纂された民法典・刑法典・商法典・民事訴訟法典・治罪法典（現在の刑事訴訟法典）を箕作麟祥がナポレオン五法典と呼び、それに憲法を加えて六法としたことに由来する（箕作麟祥『仏蘭西法律書 憲法』〔文部省・1873年〕24頁。国立国会図書館デジタルコレクション収録<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787823> [1-2コマ]）。なお、この六法が形式的意味の民法典や刑法典を意味するならば、「六法」という名称によって全法典・法律を意味させるのは不適切であろうが、実質的意味の民法や刑法を意味するならば、内容ごとにまとまって、数は相当に減少しよう。とは言え、様々な立法が相次ぐ現代においては、多面的な性格を持つ法律やいずれにも分類しがたい法律も少なくないため、やはり「六法」という名称によって全法典・法律を意味させることは、歴史的な理由でしかない。
- 2 差し替え式であるため出版年の表記はできない。なお、『現行日本法規』は、法務省と出版社が協同で作成しているもので、その性格から、現に妥当する全ての法令・政令が収録されている（<https://gyosei.jp/business/publishing/municipallaw/>〔2019年8月14日最終閲覧〕）。
- 3 道垣内弘人『リーガルベシス民法入門 [第3版]』（日本経済新聞出版社・2019年）7頁。
- 4 FAQ（よくある質問）六法に関する質問・Q.六法に収録される法令はどのように決めているのですか。有斐閣HP<<http://www.yuhikaku.co.jp/static/faq/index.html#roppo>>（2019年8月14日最終閲覧）。
- 5 山下友信＝宇賀克也（編代）『ポケット六法 平成31年度版』（有斐閣・2018年）1-2頁。
- 6 鎌田薫（編代）『デイリー六法 平成31年度版』（三省堂・2018年）はしがき〔頁数非表示〕。
- 7 法令検索ではなく、電子書籍端末と紙媒体書籍とで読みやすさにどの程度の差があるのかについて検討したものとして、柴田博仁ほか「技術論文 電子書籍端末は紙を代替できるか？ 電子書籍端末の評価実験にもとづく考察」富士ゼロックス テクニカルレポート21号（2012年）<https://www.fujixerox.co.jp/company/technical/tr/2012/pdf/t_4.pdf>（2019年8月14日最終閲覧）がある。これは、「相互参照の読み、答えを探す読み、意味的な校正を行う読みにおいて、紙の書籍は電子書籍端末に比べて作業効率が高い」と結論付けている。ただ、e-Govのように読む前に対象法令を検索するという手間がかかる場合にも同様に結論付けられるのかは定かではない。
- 8 池田真朗『スタートライン債権法 [第5版]』（日本評論社・2017年）165頁♡1。
- 9 最新版は、判例六法編集委員会（編）『模範六法 平成31年度版』（三省堂・2018年）である。近時においては有斐閣刊行の『判例六法』・『判例六法 Professional』も多く用いられ、特に司法試験受験生

はこれに情報を一元化するのが一般的な勉強法であるようだ。しかし、より以前から刊行されてきた『模範六法』の方がなお実務家の使用率が高いとの意見もあった（福島那央弁護士〔森・菊池法律事務所〕）。本稿は継続的な調査が重要であると考え、より版を重ねている『模範六法』を対象を取った。

- 10 『ポケット六法』の刊行40周年を記念して、有斐閣HP上にこれまでの『ポケット六法』を俯瞰した情報がまとめられている。本稿もそれを利用した。〈<http://www.yuhikaku.co.jp/static/pokeroku40th/index.html>〉（2019年9月30日最終閲覧）。
- 11 版型の変更はかなり頻繁に行われており、また、収録法令の文字ポイントも変わることが多いため、1頁内の情報量の調査には困難が伴う。ただ、基本的にはいずれの六法も、版型を変更して徐々に1頁が広がってきているため、頁数増以上に大部化の傾向が見られると評価してよいだろう。
- 12 池田真朗ほか（編代）『法学六法'19』（信山社・2018年）iii頁。
- 13 実際、前述の『ポケット六法』（山下＝宇賀〔編代〕・前掲注〔5〕2頁）や『デイリー六法』（鎌田薫〔編代〕・前掲注〔6〕はしがき〔頁数非表示〕）においても、分量が大部化してきていることに言及しているが、それでも比較的抑えられたことを強調している。
- 14 フランスやドイツなどでは、民法（実質の意味での民法を指す）などの単一法だけの六法が存在し、広く用いられている。我が国でもそのような方向を目指すべきとの主張がある。加賀山茂「日本『民法典』（2020年版）編集の着想」〈<http://cyberlawschool.jp/kagayama/CivilLaw/CivilCodeOfJapan/Plan2016ForCodeCivilOfJapan.html>〉（2019年9月30日最終閲覧）。これは、図Bで示したところの  に該当しよう。①内容による選定を行った六法である。

筆者としては、その可能性の是非を論じる前に、現行の法体系の中で法令が相互にどのような秩序や順序によって整理されるかを検討すべきではないかと考えている。

[追記]

本稿は、筆者の問題意識を差しあたり形にしたかったものであるため、将来的には網羅的な形で成果を公表したいと考えている。